

富山市企業向け脱炭素化 設備等導入補助金 申請の手引

<補助金の概要>

中小企業や団体等の脱炭素化を推進するため、エネルギーの消費量等を測定する専門家の派遣や省エネにつながる設備の導入費用に対して補助を行うもの。

<問合せ先>

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2053

FAX 076-443-2122

MAIL [kankyousei-01\(at\)city.toyama.lg.jp](mailto:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp)

※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



(市ホームページ)

1 補助金の額

対象	補助率	補助上限額	予定件数
省エネルギー診断	1 / 1	1 0 万円	4 件
エネルギー使用量の見える化	1 / 2	1 0 万円	1 件
脱炭素化設備導入	1 / 2	1 0 0 万円	4 件

※補助金の交付は補助申請順になります

2 補助内容

補助金を受けようとする方は、次の点に留意し、申請にあたっては、この手引のほか補助金交付要綱をあわせてご確認ください。国・県を問わず、他の補助金との併用（重複しての交付）はできません。

令和9年3月5日（金）までに実績報告書を提出できる事業が対象となります。

※受付は先着順で行います。ただし、同日受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

（1）補助対象者

市内で事業活動を営んでいる中小企業者等であり、以下を満たしているもの。

- ・富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ・市税を滞納していないこと。

※中小企業者等とは、次のいずれかに該当する者を指します。

中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 <u>（注1）</u>
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体 <u>（注2）</u>
NPO法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
学校法人等	公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
公益法人等	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

協同組合等	特別法の規定に基づき設立された協同組合等 <u>(注3)</u>
個人事業主	青色申告を行っている個人事業主 <u>(注4)</u>
その他	市長が適当であると認めるもの

(注1) 「中小企業者」に該当する者（中小企業基本法第2条関係）は、次のとおりです。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額 または出資の総額	従業員数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（飲食業を除く。個人事業主である開業医を含む。）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下

(注2) 「中小企業団体」に該当する者は、次のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(注3) 「協同組合等」に該当する場合は、交付申請時に許可証を提出してください。

(注4) 「個人事業主」に該当する場合は、申請時に青色申告者であることを証明する書類を提出してください。

（2）補助要件及び補助対象経費

補助を受けるにあたっては以下の要件を満たす必要があります。

なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。

また、表1に記載の費用は補助対象経費に含みません。

表1 補助対象経費に含むことができない費用

・排出量を削減する目的と関係がない機能等の追加や増設に係る経費
・撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
・既存設備等の劣化などに伴う原状復帰費、修繕費、補修費
・諸経費等（内訳が不明瞭な経費）
・工事費以外の経費
・消費税及び地方消費税相当額
・過剰とみなされるもの、予備若しくは将来用の設備導入費用など※仕様上能力が高い設備への更新や台数の増加などにより、設備の能力を過剰に向上さ

せるものは原則、補助対象外と判断されます。
・ 居住用途に係る設備の導入費用
・ 中古の設備の導入費用

【共通要件】

- ・ 市が実施する「チームとやまし」に参加していること。
- ・ 市内に1年以上事業所又は事務所を有すること。
- ・ 同年度中にすでに本補助金の交付を受けていないこと。

1. 省エネルギー診断

(補助要件)

- ・ 令和8年5月1日以降に下記の①・②又は①・②に準ずる市が認める省エネルギー診断を受けること。
- ※①・②に準ずる省エネルギー診断を受診する場合、事前に市に相談すること。
- ・ 表2の市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがある又は参加予定であること。

①省エネ最適化診断

事務局：一般財団法人省エネルギーセンター

<https://www.shindan-net.jp/>

②地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業

事務局：一般社団法人環境共創イニシアチブ

<https://shoeneshindan.jp/>

表2 市が指定する企業向け脱炭素に関するセミナー

年度	主催	名称	開催日
令和5年度	富山市	カードゲーム「2050 カーボンニュートラル」体験型セミナー	9/8(金), 15(金)
令和5年度	富山市	カーボンニュートラルオンラインセミナー	2/1(木)
令和6年度	富山市	カードゲーム「2050 カーボンニュートラル」体験型セミナー	7/30(火), 31(水)
令和7年度	富山市	カードゲーム「2050 カーボンニュートラル」体験型セミナー	8/8(金)
令和8年度	富山市	カードゲーム「2050 カーボンニュートラル」体験型セミナー	6/30(火)
令和8年度	富山市	企業向け脱炭素化促進セミナー	10/6(火)

(補助対象経費)

- ・令和8年5月以降に受診した①・②又は①②に準ずる市が認める省エネルギー診断に係る費用

2. エネルギーの見える化

(補助要件)

- ・CO₂排出量管理システム※をこれまでに導入したことがないこと。
※CO₂排出量管理システム・・・自社で使用している電気使用量などの入力や、画像データとしての取り込みにより自動でCO₂排出量の算定やグラフ作成ができるシステムで、CO₂排出量の算定方法がGHGプロトコルに適合しているもの。
- ・自らが事業を営む事業所にCO₂排出量管理システムを導入すること。
- ・表2の市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがあること又は参加予定であること。
- ・交付決定前に事業に着手していないこと。

(補助対象経費)

- ・令和8年5月1日以降に契約、利用開始したCO₂排出量管理システムの使用に係る費用(初期費用やCO₂排出量の算定、把握に係る経費)で、令和9年2月28日までに支払いを完了するもの。
- ※令和9年3月1日以降の費用については補助対象外。年間契約等で一括払いの場合は、令和8年5月から令和9年2月までの期間で按分方式により算出された使用料相当額が対象。

3. 脱炭素化設備導入

(補助要件)

- ・表2の市が指定する企業向けの脱炭素に関するセミナーに参加したことがあること又は参加予定であること。
- ・脱炭素に関する経営計画を策定済み又は脱炭素に関する経営計画を策定するための社内組織を設置しており、実績報告時までに脱炭素に関する経営計画を策定していること。
- ・省エネ診断において提案された設備の更新であること(単に新規設備を設置する場合は不可)。
- ・既存の設備よりCO₂排出量を年間1トン以上削減できる見込みのある設備導入であること。

- ・表3に記載の設備の導入であること。
- ・交付決定前に事業に着手していないこと。
- ・リースによる設備導入でないこと。

表3 脱炭素化設備導入の補助対象機器及び工事

補助対象機器
空調設備
給湯器
変圧器
ボイラ
コンプレッサー
冷凍冷蔵設備

（補助対象経費）

補助対象経費は、事業の実施に当たり、表4の経費のうち必要不可欠な経費であって市が認めるもの。

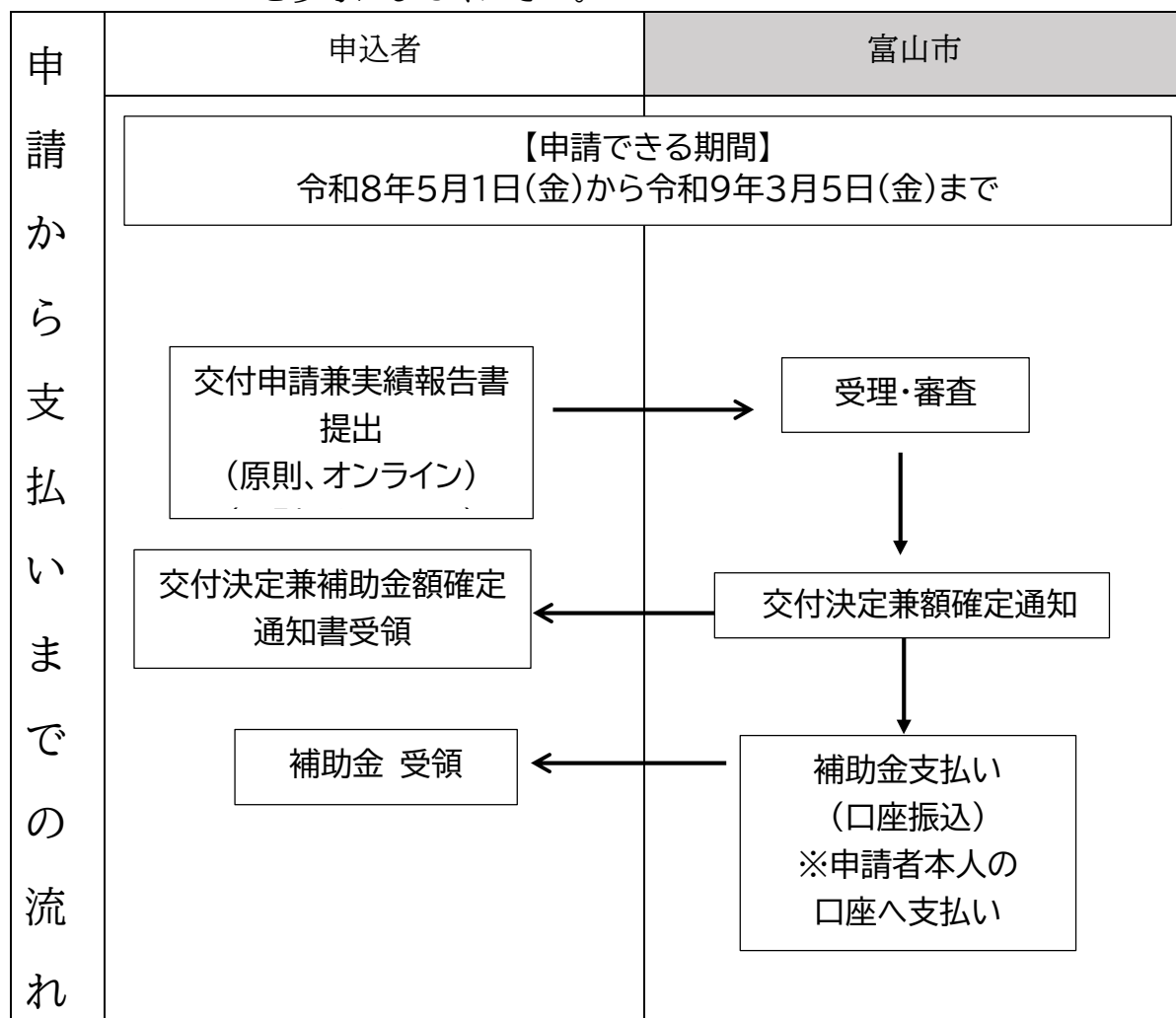
表4 脱炭素化設備導入の補助対象経費

経費区分	内容
設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費など

(3) 事業スケジュール

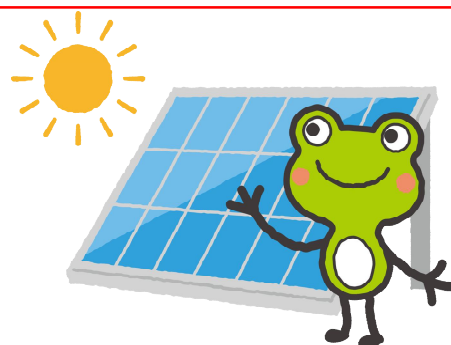
1. 省エネルギー診断

※脱炭素化設備導入補助を同時に受ける場合は、「3. 脱炭素化設備導入」のフローを参考にしてください。

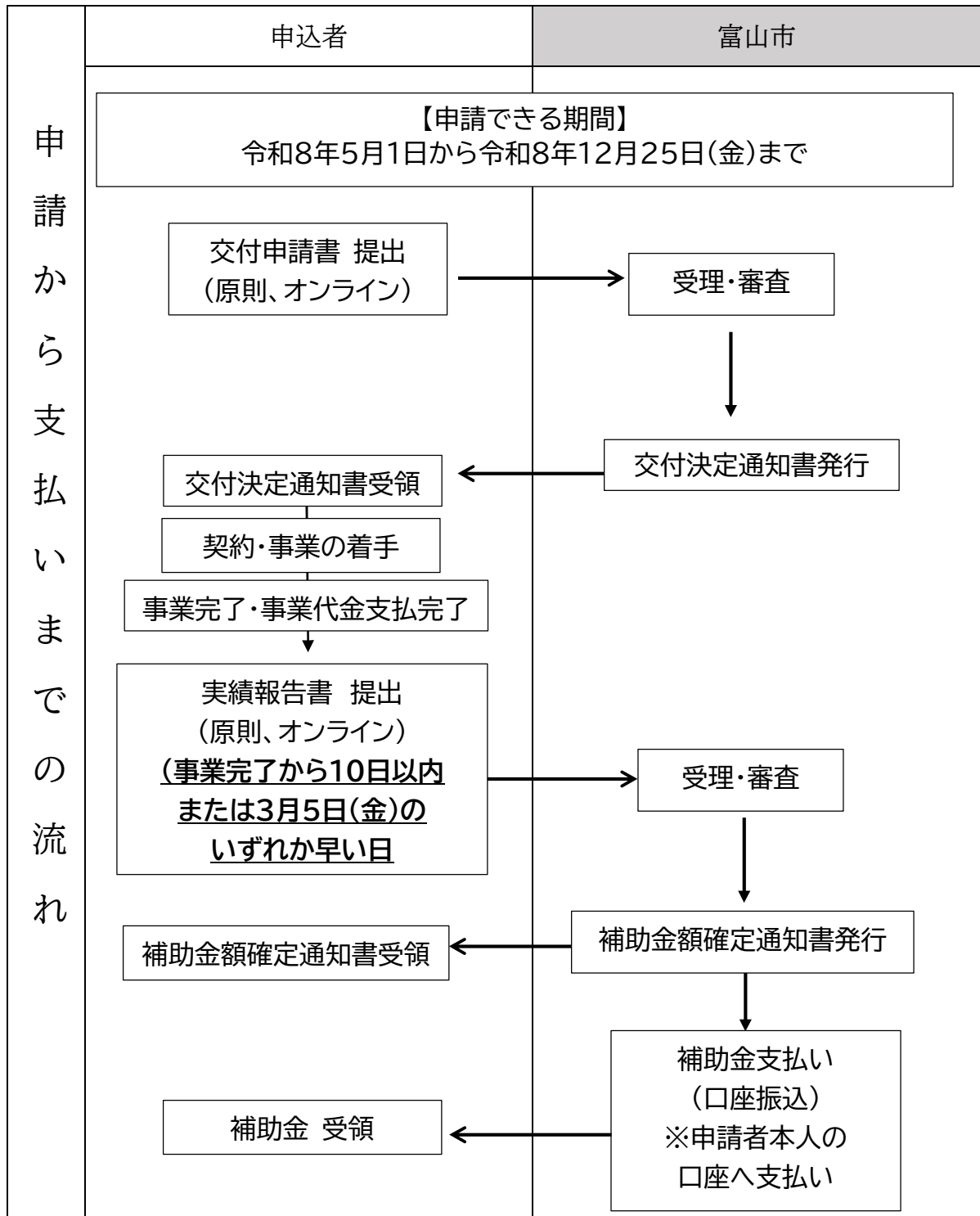


富山市では太陽光発電設備・蓄電池の補助事業も実施しておりますので活用をご検討ください。

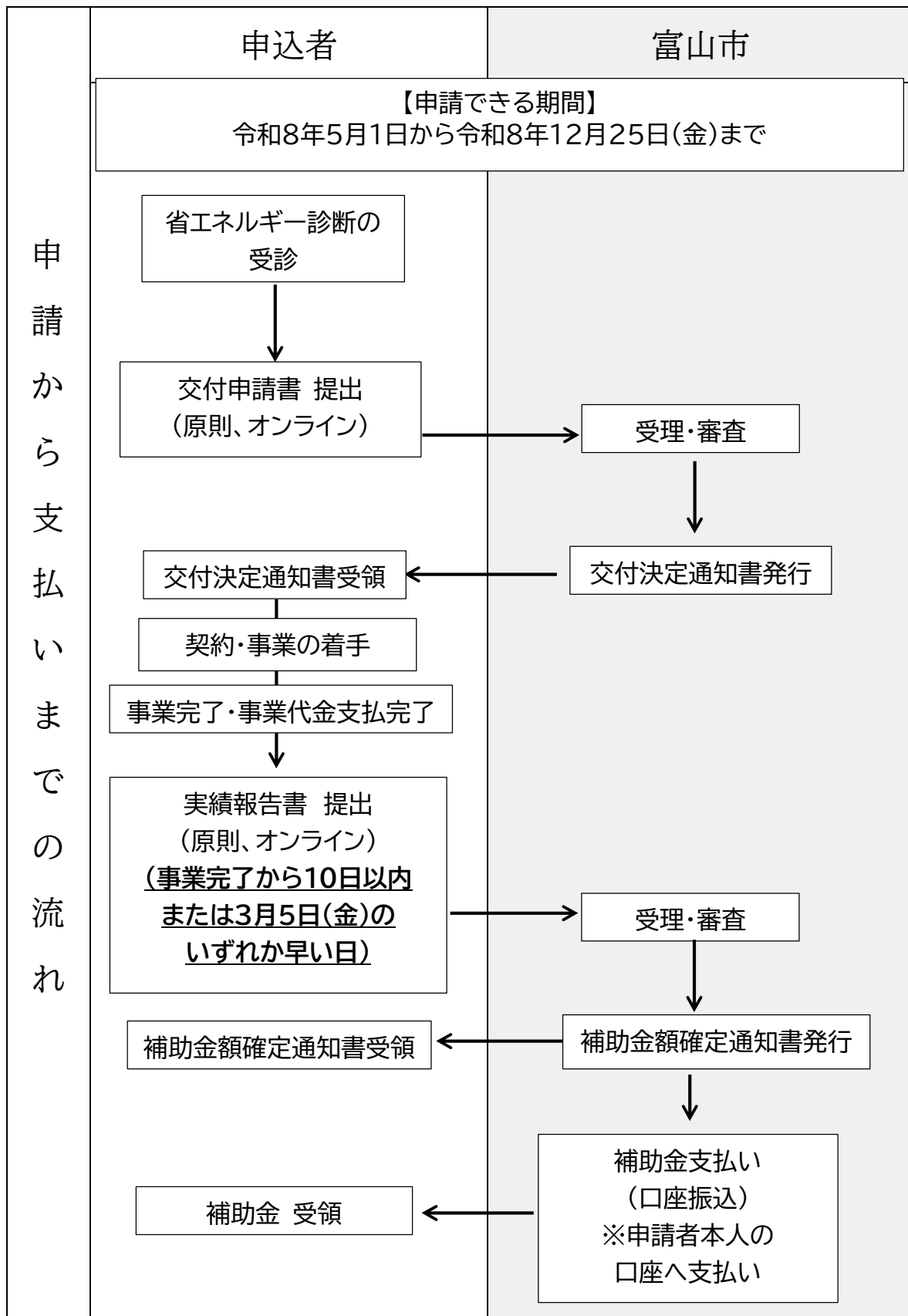
(市公式 HP)



2. エネルギーの見える化



3. 脱炭素化設備導入



(4) 必要書類及び提出期限

省エネルギー診断	申請書 提出期限	令和9年3月5日(金)まで
	交付申請兼実績報告時の提出書類	① 交付申請兼実績報告書(様式2号) ② 領収書及び領収金額の内訳のわかる書類の写し ③ 振込依頼書 ④ 省エネルギー診断報告書の写し ⑤ 納税証明書※発行から3か月以内のもの。 ⑥ 登記事項証明書
エネルギーの見える化	申請書 提出期限	令和8年12月25日(金)まで
	交付申請時の提出書類	① 交付申請書(様式1号) ② 契約内容(契約期間や金額の内訳、サービスの仕様)が確認できる資料の写し ③ 納税証明書※発行から3か月以内のもの。 ④ 登記事項証明書
	実績報告書 提出期限	令和9年3月5日(金)まで ※令和9年2月28日までに支払が完了している必要があります。
	実績報告時の提出書類	① 実績報告書(様式8号) ② 領収書及び領収金額の内訳のわかる書類の写し ③ 振込依頼書
脱炭素化設備導入	申請書 提出期限	令和8年12月25日(金)まで
	交付申請時の提出書類	① 交付申請書(様式1号) ② 見積書 ③ 納税証明書※発行から3か月以内のもの。 ④ 登記事項証明書 ⑤ 省エネルギー診断報告書の写し ⑥ 更新する設備のメーカー、型式(型番、品番)、出力等が確認できる書類 ⑦ 脱炭素に関する経営計画策定のための社内組織のメンバー一覧又は脱炭素に関する経営計画書

		⑧(省エネルギー診断の補助も併せて申請する場合)省エネルギー診断の領収書及び領収金額の内訳のわかる書類の写し
	実績報告書 提出期限	令和9年3月5日(金)まで
	実績報告時の 提出書類	① 実績報告書(様式8号) ② 領収書及び領収金額の内訳のわかる書類の写し ③ 振込依頼書 ④ 設置機器設置状況を示すカラー写真 ⑤ 設置場所の地図 ⑥ 契約書の写し ⑦(交付申請時に脱炭素に関する経営計画を策定していなかった場合)脱炭素に関する経営計画書

(5) 申請及び実績報告の方法について

原則、オンラインで受け付けます。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

－申請フォームはこちら－

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/jqxZtEdW>



－実績報告フォームはこちら－

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/nW71Sa6M>



※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して市では一切責任を負いません。また、郵便事故等についても、一切考慮いたしませんので、到着まで追跡可能な方法(特定記録、書留等)での送付を推奨します。申請期間を過ぎた場合は、提出書類が揃っていても補助金の交付対象外となります。

※記載内容や添付書類等に不備があった場合には、不備が解消された時点で正式な受付となりますので期限までに余裕を持ってご提出ください。

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係(西館7階)

「チームとやまし」の登録について

チームとやましとは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

「チームとやまし」のホームページ (<https://www.team-toyama.jp/>) から登録してください。

チームとやまし HP はこちら→



その他の注意事項

- (1) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 提出書類は、誤りや要件に適合するかよく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 以下の場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び本補助金交付要綱に違反した場合
- (5) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、表紙に記載の問合せ先へお問合せください。